（建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）

第十一条　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。

2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局及び不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

で並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第六号に掲げる事務を除く。）。

二　公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

3　公共工事契約指導室に、室長を置く。

4　地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官）

第十一条　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室及び電気通信室並びに技術企画官、建設生産性向上推進官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。

2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局及び土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

3～14　（略）

（政策企画官及び交通安全対策官）

第十六条　総務課に、政策企画官及び交通安全対策官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

（削る）

3～14　（略）

（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）

第十六条　総務課に、土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官一人を置く。

2　土地収用管理室は、土地の使用及び収用に関する事務（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度地下及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の規定による所有者不明土地に関することを除く。）をつかさどる。

3　土地収用管理室に、室長を置く。

4　交通安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二　国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

三　中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。

5　交通安全対策室に、室長を置く。

6　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）